

## 仲卸業者に対する改善措置命令に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第75条第2項に規定する仲卸業者に対する改善措置命令に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人における基準)

第2条 京都市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第78条第1項第2号イ（ア）に規定する別に定める基準は、次に掲げる算出の比率が10パーセントを下回っていることとする。ただし、負債の額は法人の計算方法を準用し、資本の額は、（元入金－事業主貸＋事業主借）＋当期利益とする。

$$\frac{\text{資本の額}}{\text{負債・資本の額の合計}}$$

(通知)

第3条 市長は、規則第78条に規定する基準に該当した仲卸業者に対して、条例第24条の各号に規定する日から起算して6箇月以内に文書で通知する。

(経営指導)

第4条 市長は、前条の通知を初めて受けた仲卸業者に対して、通知の日から4の事業年度（通知の日を含む事業年度を初年度とする。）の間、経営改善に必要な指導（以下「経営指導」という。）を行う。

2 市長は、前項の指導に当たり、学識経験者等の意見を聞くことができるものとする。

(改善措置命令の対象)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する仲卸業者に対し、条例第75条第2項に基づき改善措置を採ることを命ずる。

- (1) 経営指導の最終事業年度以降に、規則第78条に規定する基準に該当した者
- (2) 経営指導に応じない者

(経営改善計画)

第6条 改善措置命令を受けた仲卸業者は、命令の日から3箇月以内に経営改善計画（以下「改善計画」という。）を提出しなければならない。

2 改善計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 改善計画の期間
- (2) 経営状況悪化の原因
- (3) 経営の現状分析
- (4) 経営改善基本方針

- (5) 決算期ごとの財務の具体的改善策
- (6) 決算期ごとの業務の具体的改善策
- (7) 経営改善目標
- (8) 収支計画書

3 改善計画の期間は、改善措置命令を受けた日から4の事業年度（命令を受けた日を含む事業年度を計画初年度とする。）とする。

4 当該仲卸業者は、提出した改善計画の内容が適切でないと判断されたときは、再度改善計画を提出しなければならない。

5 市長は、改善計画の提出に関し、学識経験者等の意見を聞くことができるものとする。

（改善計画の実施指導）

第7条 市長は、改善措置命令を受けた仲卸業者に対する改善計画の指導に、公認会計士等を当たらせることができるものとする。

（実績の報告）

第8条 改善計画を提出した仲卸業者は、計画期間中の毎事業年度終了後に実績報告をしなければならない。

（資力信用）

第9条 改善措置命令を受けた仲卸業者が、改善計画の期間中の全ての事業年度で規則第78条に規定する基準に該当したときは、条例第20条第1項に規定する仲卸しの業務を的確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるものとする。

（その他）

第10条 仲卸業者に対する改善措置命令に関する取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度産業観光局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。